

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業について

地方公共団体金融機構 地方支援部支援企画課 主事 竹澤 晃

1 はじめに

地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）では、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、「地方の政策ニーズへの積極的な対応」等の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行することとしています。地方支援業務については、地方公共団体の財政運営について「良き相談相手」となることを目指し、各種の取組を進めることとしており、「調査研究」、「人材育成・実務支援」、「情報発信」の3つの業務を地方支援の柱と位置付け、充実・強化を図っています。

機構では、「人材育成・実務支援」の一環として「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」（以下「本事業」という。）を実施しており、本稿では、本事業の概要について御紹介します。

2 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業について

(1) 事業の概要

我が国においては、人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続可能な財政運営・経営を行う必要性が高まっています。しかし、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業の経営改革やストックマネジメント等の取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ。このような状況の中、地方公

共団体等に係る経営・財務マネジメントを強化し、財政運営・経営の質の向上を図るための支援を行うため、本事業は、令和3年度に総務省との共同事業として創設されました。

本事業においては、地方公共団体に対し、以下のIに掲げる支援分野に係る課題に対応する専門的な知識を有する人材（地方公共団体等の職員又は退職者、公認会計士、学識経験者、経営コンサルタント等。以下「アドバイザー」という。）を、IIに掲げる事業により派遣しています（資料）。なお、支援分野及び事業の種類については、執筆時点（令和7年5月1日時点）で確定しているものであり、最新の情報は機構HPで御確認ください。

アドバイザーの派遣に係る費用（謝金及び旅費）は、機構が負担しますので、地方公共団体の負担はなく、無料（予算措置不要）で御利用いただけます。

I 【アドバイザーを派遣する支援分野】

- 公営企業・第三セクター等の経営改革に関する事
- 公営企業会計の適用に関する事
- 地方公会計の整備・活用に関する事
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行に関する事（公共施設マネジメント）
- 地方公共団体のDXに関する事
- 地方公共団体のGXに関する事
- 地方公共団体間の広域連携に関する事
- 地方税務行政のDX等に関する事
- 首長・管理者向けトップセミナー（啓発・研修事業に限る。）

II 【事業の種類】

①課題対応アドバイス事業

地方公共団体・公営企業が、Iに掲げる支援分野について、財政運営・経営の

改善等に向けたアドバイスを必要とする場合にアドバイザーを派遣します。

②課題達成支援事業

I に掲げる支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウ等が不足するために課題の達成が困難となっている以下の【1】から【5】に掲げる地方公共団体・公営企業に対して、技術的・専門的な支援を必要とする場合にアドバイザーを派遣します。

【1】 経営戦略を策定していない公営企業

【2】 下水道事業及び簡易水道事業で、公営企業会計を適用していない公営企業（ただし、既に統合・廃止が決定しており将来にわたり継続を見込まない事業又は災害対応その他の理由により公営企業会計の適用が著しく困難な事業を除く。）

【3】 財務書類又は固定資産台帳について、令和4年度決算分は令和6年3月31日まで、令和5年度決算分は令和7年3月31日までにいずれも作成・

更新をしていない市区町村及び都道府県

【4】 「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日付け総務第6号総務省自治財政局財務調査課長通知）における必須事項を盛り込んだ公共施設等総合管理計画の見直しの完了が令和7年度以降となる市区町村及び都道府県

【5】 進捗管理等支援ツール（標準化PMOツール）において、令和7年1月末時点で、

- ・ 2以上の業務について、「③- 2 Fit & Gap分析による課題の洗い出し」を未実施と報告している市区町村 及び
- ・ 1以上の業務について、「③- 2 Fit & Gap分析による課題の洗い出し」を未実施と報告している都道府県

③啓発・研修事業

都道府県が、上記Iに掲げる支援分野

資料

令和7年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」
～ 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業 ～

○ 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている

○ しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業の経営改革やストックマネジメント等の取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

事業のポイント

① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の**専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択**

② アドバイザーの**派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担し（団体の負担なし）、直接支払う**

事業概要

（1）支援分野

<ul style="list-style-type: none"> ○ 公営企業・第三セクター等の経営改革 <ul style="list-style-type: none"> ・ DX・GXの取組 ・ 経営戦略の改定・経営改善 ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組 ・ 上下水道の広域化等 ・ 第三セクター等の経営健全化 ○ 公営企業会計の適用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公会計の整備・活用 ○ 公共施設等総合管理計画の見直し・実行 ○ 地方公共団体のDX（消防防災DXなど） ○ 地方公共団体のGX ○ 地方公共団体間の広域連携 <u>（公共施設の集約化等、専門人材の確保、事務の共同実施）</u> ○ 地方税務行政のDX等（課税事務の効率化、徴収事務の効率化） ○ 首長・管理者向けトップセミナー
--	--

※ 下線部は、R7に支援分野の創設等を行うもの

（2）支援の方法

<p>個別の地方公共団体に派遣</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">課題対応アドバイス事業</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">上記の支援分野について、アドバイスを必要とする団体の要請に応じて派遣</td> </tr> </table>	課題対応アドバイス事業	上記の支援分野について、アドバイスを必要とする団体の要請に応じて派遣	<p>都道府県に派遣</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">課題達成支援事業</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">上記の支援分野に係る特定の課題の達成が困難となっている団体に対して、アドバイザーの活用を個別に要請</td> </tr> </table>	課題達成支援事業	上記の支援分野に係る特定の課題の達成が困難となっている団体に対して、アドバイザーの活用を個別に要請	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">啓発・研修事業</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">都道府県が市区町村等に対する研修会・相談会を開催する場合に、講師として派遣</td> </tr> </table>	啓発・研修事業	都道府県が市区町村等に対する研修会・相談会を開催する場合に、講師として派遣
課題対応アドバイス事業								
上記の支援分野について、アドバイスを必要とする団体の要請に応じて派遣								
課題達成支援事業								
上記の支援分野に係る特定の課題の達成が困難となっている団体に対して、アドバイザーの活用を個別に要請								
啓発・研修事業								
都道府県が市区町村等に対する研修会・相談会を開催する場合に、講師として派遣								

について、都道府県内の市区町村、公営企業及び第三セクター等に対する研修会・相談会を開催する場合に、当該研修会・相談会の講師として、アドバイザーを派遣します。

※より詳しい事業の内容や手続きについては、以下の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」専用ページを御覧ください。(URL: <https://www.jfm.go.jp/support/development/keiezaimu.html>)

(2) 令和6年度の派遣実績及び令和7年度の申請状況

令和6年度は、第1次募集(令和6年2月29日～3月29日)、第2次募集(令和6年4月1日～6月28日)、第3次募集(令和6年7月1日～9月30日)及び第4次募集(令和6年10月1日～12月27日)の年4回に分けて切れ目なく募集を行いました。

その結果、全体で1,131件、支援の方法別では課題対応アドバイス事業が872件、課題達成支援事業が122件、また、啓発・研修事業については137件と、非常に多くの地方公共団体から申請をいただき、支援を決定しました。

派遣回数については、全体で3,546回となり、そのうち課題対応アドバイス事業の実施が全体の約8割を占めるなど、様々な財政運営・経営の改善に対応可能な事業となったことで、より多くの地方公共団体に御活用いただけたのではないかと考えています。令和7年度の申請受付についても、第1次募集終了時点で、既に昨年度全体の派遣実施回数に迫る3,243回の派遣申請をいただいております。

また、活用を希望する地方公共団体が可能な限り申請できるよう、今年度もWebシステムを活用し、切れ目なく募集を行っています。年4回の支援決定前に派遣実施を希望する地方公共団体には内示による対応を行っており

○令和7年度のスケジュール

区分	申請時期	支援決定※
第1次募集	2月28日(金)～3月31日(月)	4月下旬
第2次募集	4月1日(火)～6月30日(月)	7月下旬
第3次募集	7月1日(火)～9月30日(火)	10月下旬
第4次募集	10月1日(水)～12月26日(金)	1月下旬

※支援決定前であっても随時内示を行い、派遣実施できるよう柔軟に対応していくこととしています。

ますので、希望する日程での実施が可能です。

ただし、年度内最後の派遣については、令和8年2月末日までに実施していただくこととなっておりますので御留意ください。

3 おわりに

本事業は、事務的な面でも地方公共団体にとって活用しやすいものとなるよう、アドバイザーに対する謝金・旅費を機構が負担し、地方公共団体側で予算を計上することなく、また、簡便な手続によって、専門家からアドバイスを受けることができる事業です。そのため、本事業創設以来、既に全国の地方公共団体の6割以上に御活用いただいております。

機構では、今後とも、地方公共団体の財政運営の「良き相談相手」となることを目指し、現場の声を幅広く聴きながら、機構ならではの強みを活かして各種の事業を実施してまいります。地方公共団体の皆様におかれましては、今回御紹介した「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」をはじめとする地方支援業務を、積極的かつお気軽に御活用いただくとともに、各地方公共団体内の全ての関係各所において本事業への理解促進が図られますよう、周知等に御協力いただければ幸いです。

<お問合せ先>

地方公共団体金融機構 地方支援部

TEL: 03-3539-2676

FAX: 03-3539-2618

E-mail: chihoushien@jfm.go.jp

<機構ホームページ>

<https://www.jfm.go.jp/>

(地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業)

<https://www.jfm.go.jp/support/development/keiezaimu.html>

地方支援業務のサービスは原則として地方公共団体に費用負担はなく、予算措置の必要もありません。また手続きもできるだけ簡単なものとしています。



地方公共団体の「良き相談相手」となることを目指し、**財政運営の基礎から個別課題の解消**まで幅広い分野で、丁寧できめ細かい各種支援業務を展開しています。皆さまの積極的なご活用・ご参加をお待ちしています。

地方支援業務のポイント

- ・アドバイザー派遣等の個別支援により、各自治体の個別課題に対する対応が可能
- ・多様なツール(eラーニング等)や各種研修機関との連携により、遠隔地や小規模団体も受講可能な「職員研修」を実施
- ・有益な情報をホームページ等で発信(先進事例検索システム、財政分析チャート「New Octagon」など)



財政運営等に関する個別支援

▶ **地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業(総務省との共同事業)**

団体の要請や状況に応じて、市区町村等に継続的にアドバイザーを派遣しています。令和7年度も新分野を追加しました。募集は既に開始しており、**4月から順次アドバイザー派遣を実施**しています。当事業の**募集期限は12月末日**を予定しています。

随時受付・随時派遣!!

アドバイザーを派遣する支援分野	■ 公営企業・第三セクター等の経営改革 ・DX・GXの取組・経営戦略の改定・経営改善 ・公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組 ・上下水道の広域化等・第三セクター等の経営健全化 など	■ 公共施設等総合管理計画の見直し・実行 ・公共施設等に係る方針の策定・取組(更新・長寿命化、統合・廃止等)の支援 など
	■ 公営企業会計の適用 ・固定資産台帳の整備・早期更新・公共施設マネジメントへの活用 ・財務書類の整備・早期作成 など	■ 地方公共団体のDX ・情報システムの標準化・共通化 など
	■ 地方公会計の整備・活用 ・固定資産台帳の整備・早期更新 ・公共施設マネジメントへの活用 など	■ 地方公共団体のGX ・太陽光発電・ZEB化 など
		■ 地方公共団体間の広域連携 NEW ・公共施設の集約化等・専門人材の確保 など
		■ 地方税務行政のDX等(7月～) NEW ・課税事務の効率化・徴収事務の効率化
		■ 首長・管理者向けトップセミナー

▶ **出前講座(金融・財政関係)**

金融の専門知識や実務経験を有するJFM自治体ファイナンス・アドバイザー等が講師として、財政運営や資金調達・資金運用など、その団体の要望に応じたテーマ・方法(講師派遣・Web会議システム等)で講義を実施しています。

▶ **財政運営や資金調達等に関する実務支援(個別相談)**

JFM自治体ファイナンス・アドバイザー等が団体の抱える財政運営や資金調達等に係る個別具体的な課題や疑問の解決に向け、電話・メール等により、アドバイスをを行っています。お気軽にご相談ください。



eラーニング・集合研修

▶ **eラーニング**

全ての講義(50以上)を無料で受講できます。パソコンやスマホ等があれば、いつでもどこでも何度でも受講できます。

▶ **集合研修**

- ・ JFM地方財政セミナー・JFM地方公営企業セミナー

喫緊の課題に対し、「先進的な取組を行っている地方公共団体からの報告」、「総務省から国・全国の動向や改正された制度の解説」、「有識者による講演」等を織り込んだ研修を、集合研修(東京・愛知・JIAM)及びeラーニングで実施します。

- ・ JAMP・JIAM及びRILGとの共催研修 NEW

JAMP・JIAMが実施する財政運営関連講座と、(一財)地方自治研究機構(RILG)が実施する講習会をそれぞれ共催で実施します。



情報発信

▶ **先進事例検索システム**

現在、財政運営や地方公営企業の取組等に関する3,000件超の事例を掲載しています。掲載事例の充実を図ります。

▶ **財政分析チャート「New Octagon」**

市町村の財政状況を簡単に分析できる財政分析チャート「New Octagon」を提供しています。主要財政指標(財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率)の経年グラフ表示機能を追加 NEW しました。ぜひ一度ご活用ください。

お問い合わせはこちらから



地方支援部 支援企画課 03-3539-2676
 ファイナンス支援課 03-3539-2677
 調査室 03-3539-2835



chihoushien@jfm.go.jp (共通)

JFM 地方支援業務

検索

